

雄武町介護予防・日常生活支援総合事業のご案内

介護保険制度の改正に伴い、平成29年4月から『介護予防・日常生活支援総合事業』が始まります。

この事業は、65歳以上の全ての方を対象とした介護予防事業で、心身ともに健康を維持し、いつまでも元気で自立した生活を営むために一人ひとりの状態にあった適切なサービスを利用することができます。

利用までの流れ

地域包括支援センター（役場別館内）にご相談ください。ご本人の心身状況、ご希望等を確認した上で、基本チェックリストを含め本人・家族と話し合い、本人の状態にあった適切なサービスを決めます。

介護予防サービスを利用したい方
・短期入所
・福祉用具貸与など

訪問型サービス、
通所型サービス
のみ利用したい方

自立した元気な生活
が送れる方

要介護認定申請・基本チェックリスト

要介護認定

要支援1・2

非該当

事業対象者

事業対象外

<予防給付>

- ・短期入所
- ・福祉用具貸与
- ・訪問看護など

介護保険

介護予防・生活支援 サービス事業

- ・訪問型サービス
- ・通所型サービス

一般介護予防事業

- ・65歳以上の全ての方を対象とした介護予防事業

介護予防・日常生活支援総合事業